

Q IFRS導入の方向性について教えてください。

A 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、IFRSの強制適用の是非等については未だその判断をするべきではなく、まずはIFRSの任意適用を積上げていくことが重要とされました。そのため、IFRS対応の当面の方針として「任意適用要件の緩和」「IFRSの適用の方法」及び「単体開示の簡素化」についての考えが示されました。



解説

2013年6月に企業会計審議会より公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」では、IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方として、以下が示されました。

単一で高品質な国際的な会計の基準を策定することは世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要と考えられます。また、日本の会計基準はこれまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的にも遜色のないものとなっており、欧州よりIFRSと同等との評価を受けています。しかし、引き続きコンバージェンスに向けた努力は継続し高品質な日本基準を維持するための会計基準の変更について前向きに対応することが重要としています。

IFRSは世界の関係者が参加して改善されることから、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことが今後とりわけ重要になります。そのためにも、IFRS財団への人的・資金的貢献を継続するとともに、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの使用(強制または任意の適用を通じたIFRSの顕著な使用)」を勘案しながら、日本のIFRSへの態度をより明確にすることを検討することが必要とされています。

以上から、単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて、国際的に様々な動きが見られる中で日本がどのように関わっていくのかという観点から、今後数年間が日本にとって重要な期間になります。企業会計審議会総会・企画調整部合同会議は、まずはIFRSの任意適用を積上げることが重要であることから、IFRSへの対応の当面の方針として、①任意適用要件の緩和、②IFRSの適用の方法、③単体開示の簡素化の3つを挙げています。

なお、強制適用については、今後任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方、米国の動向や国際的な情勢を見極めながら関係者による議論を行っていくことが適当としています。また、仮に強制適用を行う場合には十分な準備期間を設ける必要があると述べています。

Q 「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」で任意適用の要件についてどのような提案がされましたか。

A 現状、IFRS任意適用については3つの要件を満たすことが必要とされています。しかし、IFRSの任意適用要件を緩和することにメリットがあるため、3要件の1つである「IFRSによる連結財務諸表等の適正性確保への取組・体制整備」を充たせば、IFRSの適用を可能とする提案がされました。

 **解説**

現行においては、次の3つの任意適用要件を全て充たした会社を「特定会社」と定義し、IFRSを適用して連結財務諸表を提出することができることとしています(連結財務諸表規則第1条の2)。

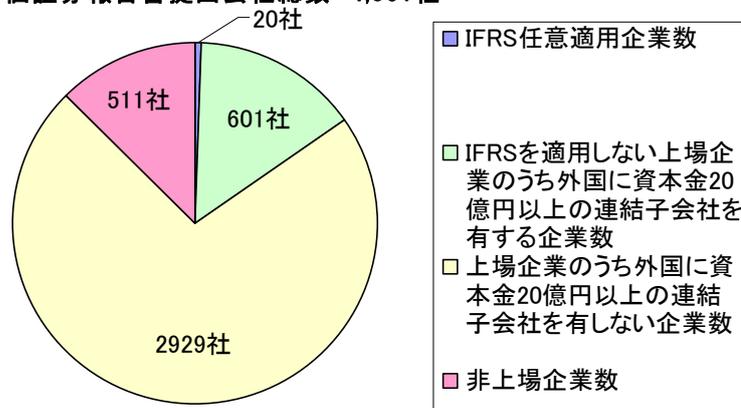
- (1)上場企業であること
- (2)IFRSによる連結財務諸表等の適正性確保への取組・体制整備をしていること
- (3)国際的な財務活動又は事業活動(ex.外国に資本金の額が20億円以上の連結子会社を有していること)を行っていること

しかし、①IFRSを適用することにより国際的な同業他社との比較可能性を高めることへのニーズが高まっていることや②上記要件を充たさない企業の中には海外からの投資を幅広く受けている企業が存在することも勘案すべきであるといった理由から、上記(2)のみを要件とする任意適用要件の緩和が提案されています。これによりIFRSの任意適用が可能な企業数が大幅に増加すると考えられます。

任意適用要件を緩和することで、IFRSに基づく適正な財務諸表を作成する意欲と能力を有する企業がIFRSを適用できるような制度上の改善を図るべきであり、日本として単一で高品質な会計基準の策定に向けて着実に歩みを進めていることを示す意味でも有意義なことであると考えられています。

また、IFRSの任意適用要件を緩和することは、①IFRSを任意適用する企業数が増加することが見込まれ、国際的にもIFRS策定への日本の発言力の確保等に資することや、②上場準備段階からIFRSの適用を希望するIPO企業の負担が軽減される等、新興市場の育成という観点からも有用であると考えられています。

有価証券報告書提出会社総数 4,061社



Q 「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」でIFRS適用の方法についてどのような提案がされましたか。

A 現状ではIASBが策定した全ての基準が指定国際会計基準として指定され、実質的にはピュアなIFRSのアドプション(IFRSを自国の会計基準として適用)となっています。日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示すためにも、エンドースメントアプローチを取り入れることが有用であるとの提案がされました。



解 説

IFRSの適用方法として、多くの国・地域で自国基準へIFRSを取り込むというエンドースメント手続が導入されています。現行制度で日本のIFRS任意適用企業が適用するIFRSは、IASBが策定した全ての基準がそのまま「指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条)」とされているものの、一部の基準を指定しないことが可能であることから一種のエンドースメントであると言えます。しかし、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定になっておらず実態的にはピュアなIFRSのアドプションとなっています。

ここで、日本においても「あるべきIFRS」あるいは「日本に適したIFRS」といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択する「エンドースメント」の仕組みを設けることで、①我が国の事情に即した対応を探る道を残すことが可能になる等、柔軟な対応を確保することができ、②エンドースメントされたIFRSは日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示すことになり、今後引き続きIASBに対して意見発信を行っていく上で有用であると考えられます。

なお、日本基準、米国基準、ピュアIFRS、エンドースメントされたIFRSという4つの基準が並存することに関して、制度として分かりにくく利用者利便に反するという懸念があるとの指摘があります。これにつき、4つの基準の並存状態は、大きな収斂の流れの中での一つのステップと位置づけることが適切としています。エンドースメントされたIFRSは、強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用企業を対象としたものとして位置づけるべきだとしています。

具体的なエンドースメントの手続については、まず、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様にASBJが検討した個別基準について、当局が指定する方式を採用することが考えられています。IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準は、公益及び投資者保護の観点から以下の点を勘案する必要があります。

- ・会計基準に係る基本的な考え方
- ・実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない等)
- ・周辺制度との関連(各種業種規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか)等

ただし、削除又は修正する項目の数が多くなればなるほど、国際的にIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性があるため、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除又は修正項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきであるとしています。

Q 「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」で単体開示の簡素化についてどのような提案がされましたか。

A 会社法の計算書類と金融商品取引法(以下「金商法」。)の財務諸表とでは開示水準が大きく異なるため、会社法の要求水準に統一することを基本とする提案がされました。



解説

金商法における開示制度では、連結財務諸表と単体財務諸表の両方の開示が義務付けられていますが、連結財務諸表の開示が中心であるため単体開示の簡素化について検討することが適当とされています。また、金商法適用会社は、会社法においても連結計算書類と(単体)計算書類の両方の作成が義務付けられていますが、金商法において会社法の要求内容と別の内容の単体財務諸表の作成を求めることは、作成者である企業にとって二重の負担になるという見解が示されました。

一方、金商法による単体財務諸表は、連単倍率の低い企業や親子間取引が多い企業などにおいて連結財務諸表と同様に重要であり、簡素化を図るに当たっては、個別の項目ごとに慎重な検討が必要であるという指摘が挙げられています。

これらを踏まえたうえで、以下の考え方をもとに金商法における単体開示の簡素化が図られることが適当であるとしています。

項目	現状	提案
本表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)	金商法に基づき作成	会社法の要求水準に統一
注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容		①会社法と金商法の開示水準が大きく異なる項目 会社法の要求水準に統一 ②金商法の連結財務諸表で十分な情報開示がされている項目 単体ベースの開示を免除 ③①②以外 従来通りの開示が必要か否か検討
単体開示		単体開示のみの会社については基本的に見直しを行うべきではない
規制業種	各規制業種法で要求している内容を金商法より優先して適用する	規制業種の単体開示の有用性が高いという意見があることから、所轄官庁の意見聴取を行いながら検討